

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧責任者において早期復旧をするものとする。

第2 災害復旧事業

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- (10) 下水道災害復旧事業
- (11) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 水道施設等災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設等災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他の災害復旧事業等

第3 激甚災害若しくは局地激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）、若しくは著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害若しくは局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4 災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し必要な資料を調整し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて災害復旧事業の迅速化に努めるものとする。

第5 特定大規模災害等における復旧工事の代行

国及び県は、本市において著しく異常かつ激甚な災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生し、緊急災害対策本部が設置された場合、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うものとする。

第6 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための起債について、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努めるものとする。

また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合には、福井財務事務所、日本郵便(株)北陸支社と適切かつ効果的な融資措置について協議するものとする。

第2節 激甚災害の指定計画

【主な実施機関】 総務課

第1 計画の方針

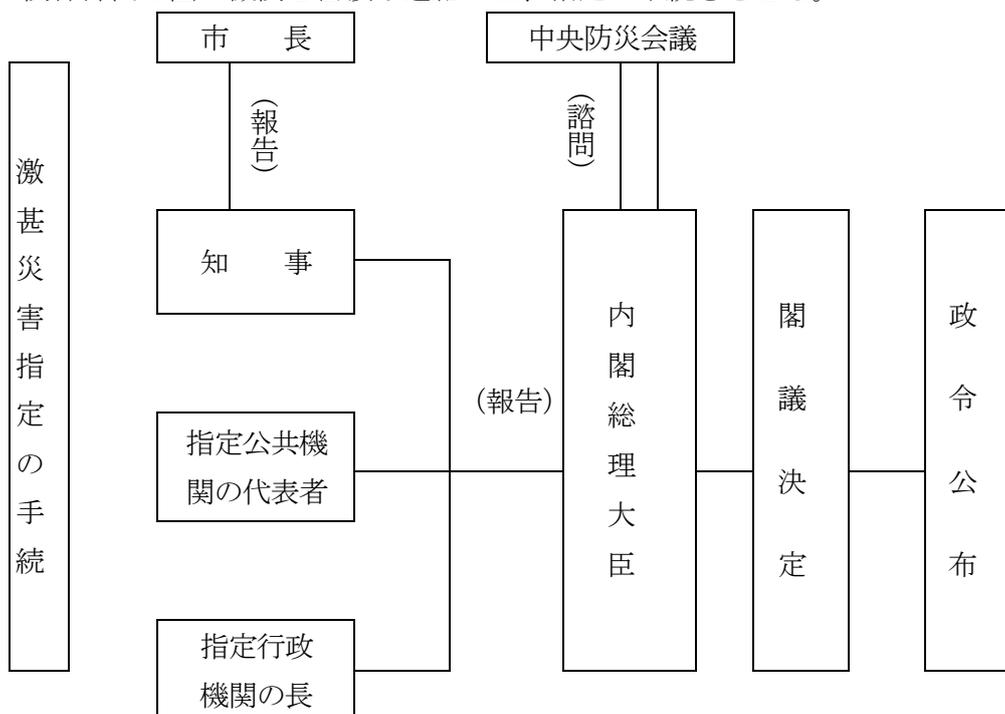
大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は市内の被害状況等を検討のうえ、市が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 各班は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第3 激甚災害指定の手続

市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に働きかけを行う。県の関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。



第4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

第3節 民生安定計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

被災者が災害によって被った痛手から立ち上がると同時に、災害以前の状況に復するために必要な資金を融資する等、救済措置について被災者の相談に応ずるものとする。

第2 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

第3 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

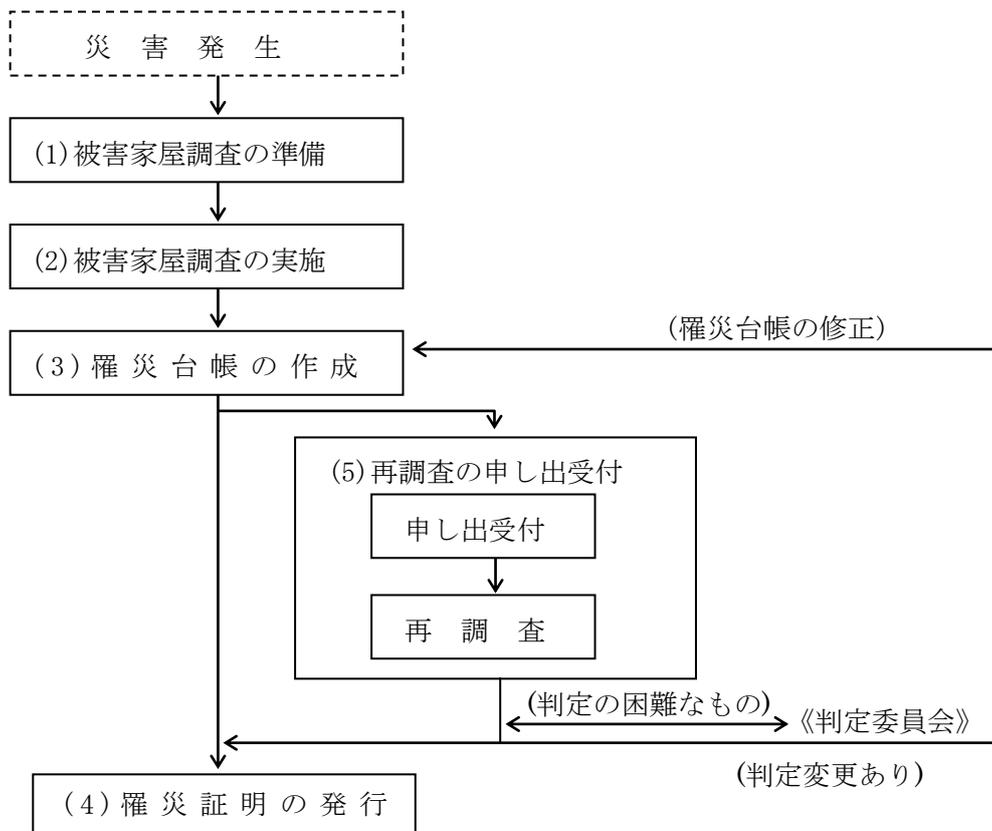
(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において証明の発行が必要な場合は、市が行う罹災証明で対応する。

- ア 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

■ 罹災証明発行の流れ



(2) 被害家屋調査

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

・ 調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1カ月以内実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

・ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

市は、罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯当たり1枚を原則として被災家屋の罹災証明書を発行する。なお、罹災証明の様式は別に定めるところによる。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

市は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第5 被災者の生活再建措置

その他個人に対する生活再建のための救済措置としては、次のことを行う。

(1) 生活資金の貸付け

被災者に対する応急の生活資金として災害援護資金、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付けを行う。

(2) 住宅の確保

被災者の住宅の確保のため、公営住宅の建設、賃貸、災害復興住宅融資等を行う。

(3) 事業資金の融通

事業経営立ち直りのために農林漁業者、中小企業者に対し有利な条件で資金融通を行う。

(4) 租税等の減免等

租税、公的徴収金の減免、猶予を行う。

(5) 農地等の災害復旧事業の補助

私有財産である農地等に対する災害復旧事業費について補助を行う。

(6) 見舞金（災害弔慰金）の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成16年あわら市条例第68号)に基づき災害弔慰金を支給する。

(7) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(8) 義援金及び義援物資の受入れ・配分

ア 義援金及び義援物資の募集と周知

県及び市は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

① 義援金

- ・ 受入れ窓口
- ・ 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

② 義援物資

- ・ 受入れ窓口
- ・ 受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

イ 義援金の受入れ・配分

① 受入れ

県及び市は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

② 配分

県及び市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

ウ 義援物資の受入れ・配分

① 受入れ

県及び市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

② 配分

県及び市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第6 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、大規模な火災、震災、その他災害のため、滅失した建物がある場合において特に必要と認めるときは、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の災害及び適用地区の指定を申請する。

第7 災害融資

被災者に対して実施される主な災害融資は、次のとおりである。

これらの融資の貸付条件は実情に応じて、通常の場合よりも緩和されることとなっており、特に激甚災害に指定されたときは、特別の措置が講じられる。

融 資 対 象	融 資 機 関	融 資 名
農林業者	農業協同組合、市中銀行 農林漁業金融公庫	経営資金、事業資金(天災融資法) 自作農維持資金
中小企業者	中小企業金融公庫 商工組合中央公庫 国民生活金融公庫	災害復旧資金
医療施設	独立行政法人福祉医療機構	災害復旧資金
環境衛生関係営業者	国民生活金融公庫	災害貸付（設備資金、運転資金）
低所得世帯	市、県	生活福祉資金（災害援護資金又は 更生資金、福祉資金、住宅資金、 修学資金）
母子・寡婦世帯	県	母子福祉資金 貸付の特例 寡婦福祉資金
民間社会福祉施設	独立行政法人福祉医療機構	災害復旧資金
私立学校	日本私立学校振興共済事業団	災害復旧費
住宅被災者	独立行政法人住宅金融支援機構	災害復興住宅資金
災害被災者 (勤 労 者)	北陸労働金庫	生活資金 住宅資金
災害被災者	市中銀行	災害復旧資金 緊急特別小口融資（生活資金）

第8 国民年金の保険料免除等の特別措置

1 国民年金の保険料免除

災害により、住宅又は家財に損害を受け保険料を納付することが著しく困難であると認められる被保険者には、一定期間国民年金の保険料が免除される。

2 雇用保険の基本手当の支給特例

激甚災害を受けた地域の雇用保険の適用事業所に雇用されている者が、当該事業所

が災害を受けたため、やむを得ず事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ資金を受けることができない状態にあるときは、失業しているものとみなして指定期間限り基本手当を支給することができる。

3 労働保険料の納期延長等

天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料を延納させ、追徴金及び延滞金を徴収しないことができる。

4 郵便業務の確保

日本郵便(株)は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

(1) 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

5 郵便料金の免除等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

6 放送受信料の免除

非常災害があった場合において、期間を定めて放送受信料が免除される。

7 電気通信役務の料金の免除

災害に際し、被災者より行う通信及び第一種電気通信事業者が、罹災地に特設する電気通信設備から行う通信の料金は減免される。

8 県立高等学校授業料の減免

災害により、授業料の納入が困難になったと認められる世帯の生徒について、減免額及び期間を定めて減免される。

第9 租税の減免及び徴収猶予等

1 国 税

災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その他課税標準の計算若しくは徴収の猶予等の救済措置としては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）による。

2 県 税

被災者に対する県税の救済措置としては、減免、納付等の期間の延長、徴収の猶予がある。

減免の対象となる県税は、個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税、自動車取得税、軽油引取税等がある。

3 市 税

被災者に対する市税の救済措置は県税と同様である。

減免の対象となる市税は、軽自動車税、住民税、固定資産税及び国民健康保険税等である。

第10 あわら市災害弔慰金の支給等

あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により死亡した住民の遺族に災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付を行い、住民の福祉及び生活の安定を図るものとする。

1 災害弔慰金等の対象

(1) 災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じるもの

(2) 対象者

災害により被害を受けた当時、あわら市内に住所を有した者

2 災害弔慰金の支給

住民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものである。

(1) 災害弔慰金の額

死 亡 者	金 額
死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、上記の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(2) 支給の制限

災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合、又は当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合には支給しない。

3 災害障害見舞金の支給

住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に掲げる程度の障害があるときは、当該障がい者に対し災害障害見舞金の支給を行うものである。

(1) 障害の程度（災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度）

- ア 両眼が失明したもの
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ 両上肢の用を全廃したもの
- キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク 両下肢の用を全廃したもの

ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(2) 災害障害見舞金の額

障がい者	金額
当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

4 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものである。

(1) 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額

被害の種類及び程度		金額
療養に要する期間がおおむね1カ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、右記のいずれかに該当する場合	家財の被害額が家財価格のおおむね3分の1以上の損害「家財の損害」及び住居に損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がなく、かつ、右記のいずれかに該当する場合	「家財の損害」があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円
	住居が全壊した場合	250万円
	住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(2) 償還等

ア 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はその内3年とする。

イ 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とし、元利均等償還の方法を原則とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(3) 利率

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き3%とする。

(4) その他

償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法令の規定を準用する。

第11 その他の特例措置

民生安定のため災害復旧対策としてとられている救済措置は、次のとおりである。

- (1) こども園料の減免 (あわら市幼保連携型認定こども園条例施行規則第〇条)
- (2) 水道使用料の減免 (あわら市水道事業給水条例第35条, 芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例第37条)
- (3) 下水道使用料の減免 (あわら市下水道条例第20条)

第12 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 民有施設の災害復旧

【主な実施機関】 総務課 観光商工課 農林水産課 建設課

第1 計画の方針

被災した民有施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の確立又は実施についてのおっせん、指導等を行うほか、必要に応じて資金融資に伴う金利の助成措置等を講ずるとともに、被災者の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資及び職業のおっせん等、被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

第5節 復興計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

被災地の再建復興のため、地震被害の状況、施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 迅速な現状復旧

市、県及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧に当たっては、原状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 計画的復興

1 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市及び県は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの

方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4 復興計画策定体制の確立

1 復興都市計画原案の策定

「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

2 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- (1) 各種データの総合的保全（地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- (2) 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた本市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、本市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

3 職員の派遣

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。
県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんを努めるものとする。